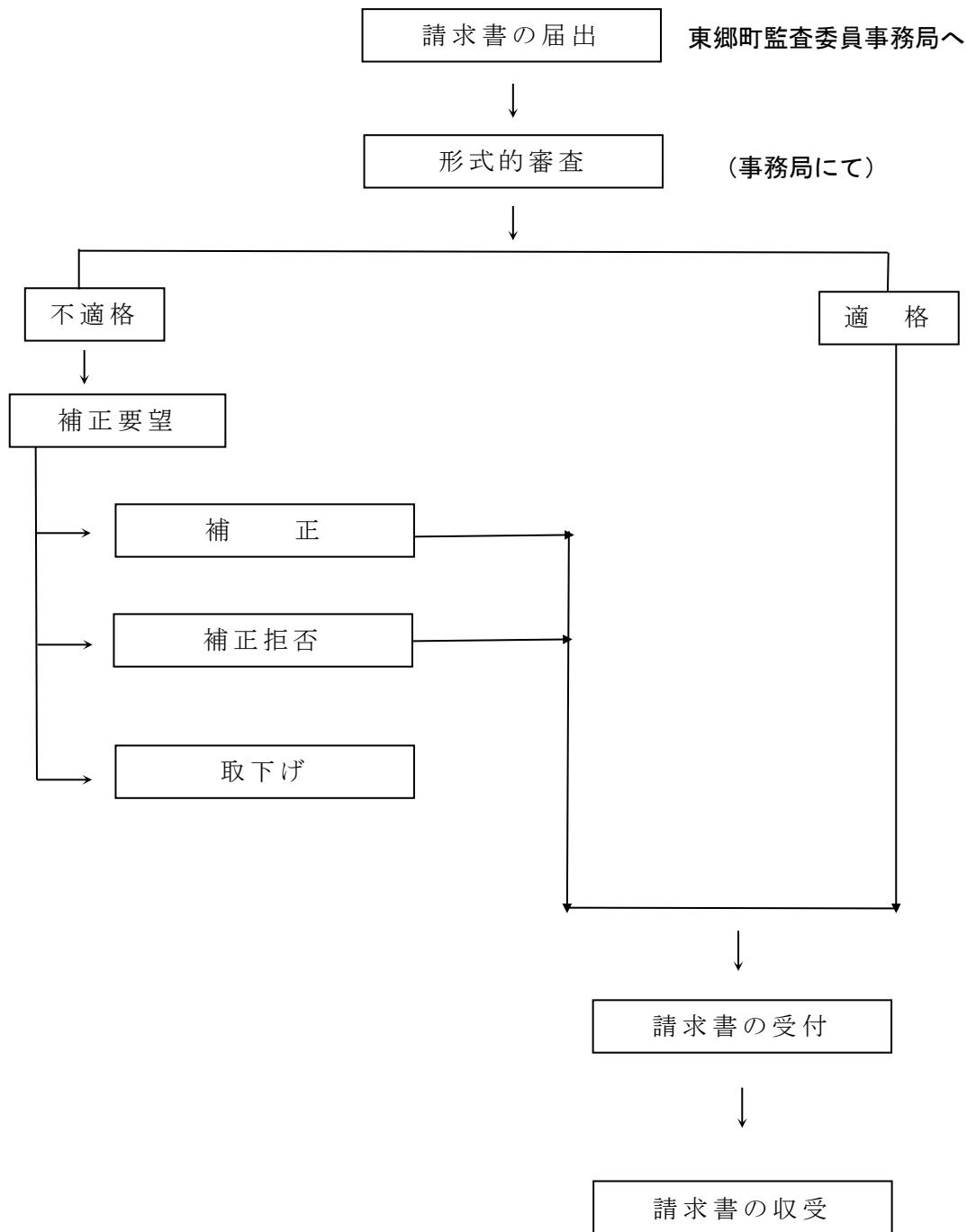
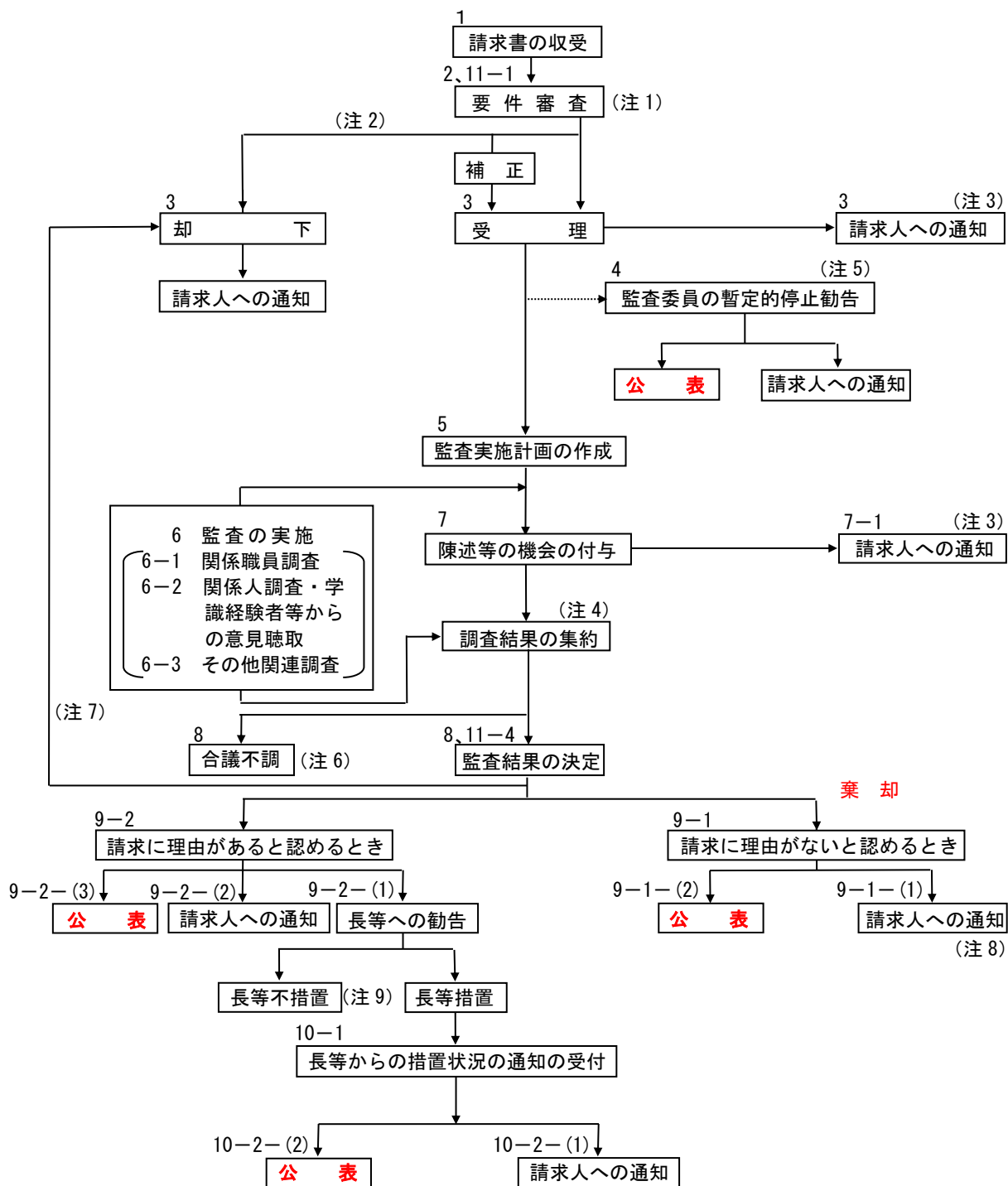


住民監査請求の流れ



これ以降は、監査委員が監査へ。
次のページを参照してください。

監査委員が監査



- 注1 特に、通常の監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を請求人が求めてきた場合には、その理由が付されているかどうかを確認する。（特に手順は記載なし）
- 2 受理前の却下：形式的要件の明白な欠如により補正を要求しても補正に応じない場合等には、監査委員の合議による決定に基づいて却下するものである。（非公表）
- 3 法文上通知する規定はないが、請求人へ通知するのが望ましい。
- 4 請求人は、監査委員の監査終了前においては、請求を撤回できる（昭和24. 12. 28行政実例）。

- 注5 停止勧告は、①地方公共団体における財務行為が違法であると思科するに足りる相当な理由があり、②当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ③当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して勧告等の手続きが終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。（法第242条第3項）
- 6 監査委員の合議が不調の場合は、ここで**監査終了**となる。監査結果を法文上通知すべき規定はないが、その旨通知することが望ましい。結果は「**公表**」する。
 - 7 受理後の却下は、監査の結果としての「**却下**」であり、受理後の実質審査によって要件が欠けていることが判明した場合のものである。なお、実質審査の過程においても要件の欠けていることを発見したときは補正を命じ、応じなければ「**却下**」とする場合を含む。結果は「**公表**」する。
 - 8 請求人は、監査の結果若しくは勧告に不服がある場合等は、住民訴訟を提起することができる（法第242条の2）。
 - 9 長等不措置の場合、法文上督促する規定はないが、督促することが望ましい。